

## 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	近畿技術事務所歩廊式橋梁点検車緊急修繕作業
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 近畿地方整備局 近畿技術事務所長 野村 正之 大阪府枚方市山田池北町1 1 - 1
契約締結日	平成30年 8月20日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社住軽日軽エンジニアリング 大阪支店 大阪府中央区道修町1丁目5番18号
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	￥4,320,000.-
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	￥4,320,000.-
	<p>                     本業務は、歩廊式橋梁点検車の重要構造部材である旋回フレームに、経年劣化による亀裂が発見されたため、緊急修繕を実施するものである。                      当該車両は、橋梁点検を実施する際に使用する車両であり、近畿地方整備局管内の橋梁点検に使用している。橋梁点検は、道路法施行規則第四条の五の五に五年に一回行うことと規定されており、五ヶ年計画を策定し点検を実施している。                      当該車両の修繕が10月までに完了しなければ、今年度計画している橋梁点検が完了せず、五年に一回の橋梁点検もできなくなり、重要インフラの点検遅延は社会的にも重大な支障を及ぼしかねない。さらに、当該車両と同規格のレンタル、リース車両もなく、保有している他車も連日点検に使用しており振替ができない。                      よって、一刻も早く当該車両の修繕を行い、橋梁点検を実施する必要がある。                      当該車両は平成12年度に、上記業者において、歩廊及び旋回フレームを独自に設計製造させ、納入したものである。                      したがって、唯一当該車両の設計ノウハウを保有しており、迅速、且つ確実に修繕が可能な上記業者と、随意契約を行うものである。                 </p> <p>                     &lt;随意契約する根拠法令&gt;                      会計法第29条の3第4項及び予算令第102条の4第三号                 </p>
備 考	